

**第6期大淀町障がい福祉計画・
第2期大淀町障がい児福祉計画**

令和3年3月

大淀町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 障がいのある人の状況	5
1 身体障がい者（児）の状況	5
（1）年齢別身体障害者手帳所持者数	5
（2）身体障害者手帳所持者の等級別構成比	5
（3）身体障害者手帳所持者の障がい種別別構成	6
（4）身体障害者手帳所持者の障がい種別別の等級の分布	6
2 知的障がい者（児）の状況	7
（1）年齢別療育手帳所持者数	7
（2）療育手帳所持者の障がい程度別構成	7
3 精神障がい者の状況	8
（1）精神障害者保健福祉手帳所持者数	8
（2）精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成	8
4 難病患者（特定疾患認定患者）の状況	9
5 障害支援区分認定者の状況	10
6 サービス支給決定及び受給の状況	11
第3章 第5期における障がい福祉サービスの利用状況	12
1 訪問系サービス	12
2 日中活動系サービス	12
3 居住系サービス	13
4 相談支援	14
5 障がい児支援	14
第4章 計画の成果目標	15
1 第6期障がい福祉計画の成果目標について	15
（1）福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進	15
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
（3）地域生活支援拠点等の整備	16
（4）福祉施設から一般就労への移行の促進	17
（5）相談支援体制の充実・強化等【新設】	19
（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】	19
2 第2期障がい児福祉計画の成果目標について	20
（1）児童発達支援センターの整備	20
（2）保育所等訪問支援	20

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	21
(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	21
第5章 障がい福祉サービスの見込み	22
1 訪問系サービス	22
(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	22
2 日中活動系サービス	24
(1) 生活介護	24
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	24
(3) 就労移行支援	24
(4) 就労継続支援（A型・B型）	25
(5) 就労定着支援	25
(6) 療養介護	25
(7) 短期入所	26
3 居住系サービス	27
(1) 自立生活援助	27
(2) 共同生活援助（グループホーム）	27
(3) 施設入所支援	27
4 相談支援	29
5 障がい児支援	30
(1) 障がい児支援サービスの見込み	30
第6章 地域生活支援事業の見込み	32
1 必須事業	32
(1) 理解促進研修・啓発事業	32
(2) 自発的活動支援事業	32
(3) 相談支援事業	32
(4) 成年後見制度利用支援事業	33
(5) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業	33
(6) 日常生活用具給付等事業	34
(7) 手話奉仕員養成研修事業	35
(8) 移動支援事業	35
(9) 地域活動支援センター事業	35
2 任意事業	37
(1) 日中一時支援事業	37
(2) 社会参加促進事業	37
第7章 計画の推進に向けて	38
1 計画の推進体制と評価・管理	38
2 連携・協力の推進	38

3	地域での支援体制の充実	38
4	制度の円滑な実施とサービスの質の確保	39
	(1) サービス利用援助の充実	39
	(2) サービスの質の確保	39
	(3) 障がい者の権利擁護の推進	39
5	計画の進行管理体制	40

資料編

1	五條・吉野地域自立支援協議会設置要綱	41
2	令和2年度五條・吉野地域自立支援協議会名簿	43

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、平成26(2014)年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法、平成25(2013)年法律第65号)」が施行され、また、平成28(2016)年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法、平成25(2013)年法律第46号)」の一部施行、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法、平成28年法律第29号)」の施行、平成28(2016)年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律(改正発達障害者支援法、平成28(2016)年法律第64号)」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28(2016)年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28(2016)年法律第65号)」が公布され、平成30(2018)年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

本町では、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年間を計画期間とした「第5期大淀町障がい福祉計画・第1期大淀町障がい児福祉計画」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。

このたび、「第5期大淀町障がい福祉計画・第1期大淀町障がい児福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針を踏まえて「第6期大淀町障がい福祉計画・第2期大淀町障がい児福祉計画」として策定します。

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る国「基本指針」の概要】

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上
- ・ 障害福祉人材の確保

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

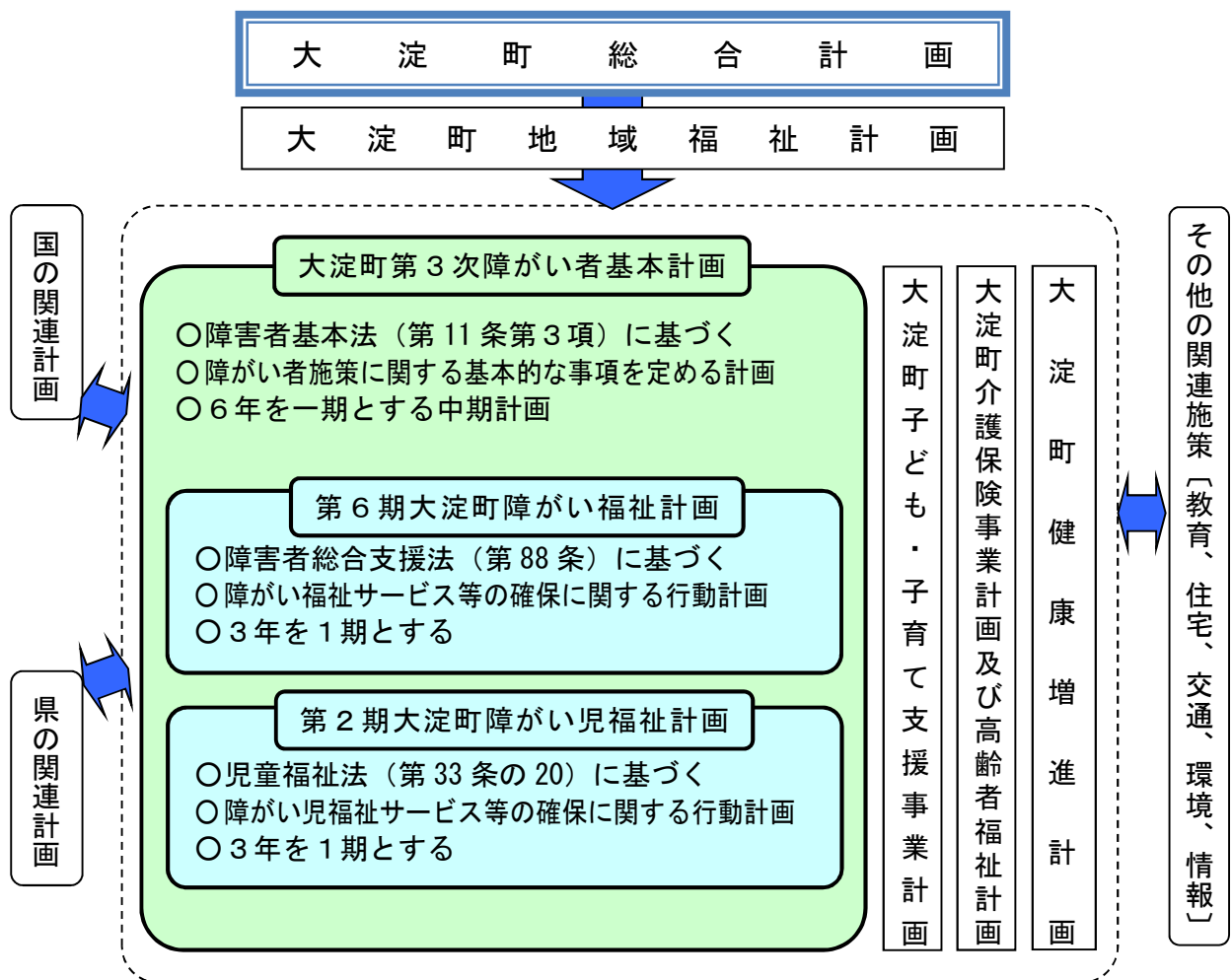
2 計画の性格及び位置づけ

「大淀町第3次障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。

「第6期大淀町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく市町村障がい福祉計画として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされていることから、「大淀町障がい者基本計画」の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

「第2期大淀町障がい児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正（第33条の20）により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされており、障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体的に作成するものとします。

本計画は、「大淀町総合計画」を上位計画とし、「大淀町地域福祉計画」、「大淀町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「大淀町子ども・子育て支援事業計画」、「大淀町健康増進計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



3 計画の期間

「大淀町第3次障がい者基本計画」は、令和3（2021）年度から令和11（2029）年度の9カ年を計画期間とします。「第6期大淀町障がい福祉計画・第2期大淀町障がい児福祉計画」は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3カ年を計画期間とします。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障がい者基本計画	第2次	第3次計画								
障がい福祉計画	第5期	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
障がい児福祉計画	第1期	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

第2章 障がいのある人の状況

1 身体障がい者（児）の状況

(1) 年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数を年齢別にみると、令和元年度で、18歳未満が13人、18歳以上が919人で、計932人となっています。また、総人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は横ばい状態で推移しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）】

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	15	14	13
18～64 歳	204	192	189
65 歳以上	745	739	730
合 計	964	945	932
総人口	17,911	17,612	17,336
割合 (%)	5.38	5.37	5.38

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

(2) 身体障害者手帳所持者の等級別構成比

等級別構成をみると、各年度とも1級が最も多く、次いで4級が多い状態で推移しています。

【身体障害者手帳所持者の等級別構成の推移】

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	292	280	277
2 級	141	139	134
3 級	161	157	159
4 級	245	244	238
5 級	78	77	72
6 級	47	48	52
合 計	964	945	932

(各年度3月31日現在)

(3) 身体障害者手帳所持者の障がい種類別構成

障がいの種類別構成をみると、いずれの年度も肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種類別構成の推移】

(単位:人)

	全 体	視覚障害	聴覚障害・ 平衡機能	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
平成 29 年度	964	75	86	24	586	259
平成 30 年度	945	73	88	23	561	262
令和元年度	932	72	90	20	535	268

※障がい種別には重複が含まれており、身体障害者手帳保持者数の実数と一致しません。

(各年度 3 月 31 日現在)

(4) 身体障害者手帳所持者の障がい種類別の等級の分布

身体障害者手帳所持者の障がい種類別の等級の分布をみると、視覚障害、音声・言語機能障害、内部障害は 1 級、聴覚障害・平衡機能は 4 級及び 6 級、肢体不自由は 4 級が最も多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種類別の等級の分布】

(単位:人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障害	31	18	12	3	5	3	72
聴覚障害・平衡機能	7	19	18	23	0	23	90
音声・言語機能障害	10	5	3	2	0	0	20
肢体不自由	90	98	95	162	65	25	535
内部障害	168	8	39	53	0	0	268
合 計	306	148	167	243	70	51	985

※障がい種別には重複が含まれており、身体障害者手帳保持者数の実数と一致しません。

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

2 知的障がい者（児）の状況

（1）年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、令和元年度で18歳未満が42人、18歳以上が138人で、計180人となっています。また、総人口に占める療育手帳所持者の割合は微増傾向で推移しています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未 満	50	47	42
18～64 歳	114	123	129
65 歳以 上	7	8	9
合 計	171	178	180
総人口	17,911	17,612	17,336
割合 (%)	0.95	1.01	1.04

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

（2）療育手帳所持者の障がい程度別構成

障がいの程度別構成をみると、令和元年度はA（最重度・重度）が79人、B（中・軽度）が101人となっています。

【療育手帳所持者の障がい程度別構成の推移】

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A	80	81	79
B	91	97	101
合計	171	178	180

(各年度3月31日現在)

3 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度で171人となっています。また、総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は微量ではありますが増加傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
所持者	134	154	171
総人口	17,911	17,612	17,336
割合 (%)	0.75	0.87	0.99

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成

手帳所持者の等級別構成は、各年度とも2級が最も多くなっており、令和元年度は115人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成の推移】

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	17	18	20
2 級	91	103	115
3 級	26	33	36
合計	134	154	171

(各年度3月31日現在)

4 難病患者（特定疾患認定患者）の状況

難病患者について、特定疾患認定患者数の年次推移をみると下表のとおりで、令和元年度は 186 人となっています。

【特定疾患認定患者数の推移】

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総 数	175	178	186

(各年度 3 月 31 日現在)

なお、障害者総合支援法によるサービスの対象疾患は、平成 27 (2015) 年 1 月時点で 151 疾病、さらに令和元 (2019) 年 7 月現在、333 疾病に拡大されました。

※ 障害者総合支援法における難病の定義 第 4 条抜粋

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

5 障害支援区分認定者の状況

障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分で、介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用が可能

令和元年度では、区分内訳は、「区分3」が32人で最も多くなっています。これに次いで「区分4」が22人となっています。

【障害支援区分認定者数（全体）の推移】

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分 6	26	25	21
区分 5	21	20	20
区分 4	33	25	22
区分 3	28	28	32
区分 2	16	20	21
区分 1	2	2	0
非該当	0	0	0
合計	126	120	116

(各年度 3 月 31 日現在)

主な障がい種別で障害支援区分認定者数をみると、令和元年度は知的障がい者の認定者数が50人で最も多くなっています。内訳をみると、身体障がい者は「区分6」が15人で最も多く、知的障がい者は「区分4」(14人)が多くなっています。精神障がい者は「区分3」(12人)が多くなっています。

【障害支援区分認定者数（主たる障がい種別）の推移】

(単位:人)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合 計
区分 6	15	6	0	21
区分 5	6	13	1	20
区分 4	3	14	5	22
区分 3	8	12	12	32
区分 2	5	5	11	21
区分 1	0	0	0	0
合計	37	50	29	116

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

6 サービス支給決定及び受給の状況

サービス支給決定の状況をみると、平成 29 年に 204 人だった支給決定者数が令和 2 年には 217 人となっています。

また、支給決定を受けてサービスを利用した人（受給者）は令和 2 年で 189 人となっており、平成 29 年から 2 人（1.01 倍）増加しています。

障がい別にみると、令和 2 年 10 月現在、支給決定者、受給者ともに知的障がい者が最も多く、次いで障がい児、身体障がい者及び精神障がいの順となっています。

【支給決定者数の推移】

(単位：人)

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
全 体	支給決定	204	209	215	217
	受給者	187	193	191	189
身体障がい者	支給決定	51	49	49	48
	受給者	48	45	44	41
知的障がい者	支給決定	65	63	63	62
	受給者	60	62	60	60
精神障がい者	支給決定	41	47	52	48
	受給者	37	39	43	37
障がい児	支給決定	47	50	51	59
	受給者	42	47	44	51

(各年 10 月現在)

【受給者の障害支援区分】

(単位：人)

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	全 体	区分なし	合 計
全 体	0	20	32	24	19	22	117	100	217
身体障がい	0	5	8	4	5	16	38	10	48
知的障がい	0	5	12	16	13	6	52	10	62
精神障がい	0	10	12	4	1	0	27	21	48
障がい児	0	0	0	0	0	0	0	59	59

(令和 2 年 10 月現在)

※「区分なし」は、障がい児、同行援護、訓練等給付（自立訓練、就労系サービス、グループホーム）利用者です。

第3章 第5期における障がい福祉サービスの利用状況

1 訪問系サービス

令和2年度における訪問系サービス利用者は52人で、そのうち居宅介護が32人、行動援護が11人、同行援護が9人となっています。訪問系サービスのうち、居宅介護の占める割合が大きくなっており、ホームヘルパーの人材確保が課題となっています。

【訪問系サービスの利用状況】

サービス種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)	
	実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間
居宅介護	31	512.75	38	497.75	32	412.5
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	9	178	9	178	9	133
行動援護	13	332.5	7	202.5	11	266
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0
合計	53	1023.25	54	878.25	52	811.5

(各年度3月)

2 日中活動系サービス

令和2年度における日中活動系サービス利用者は、生活介護(50人、1,047人日)が最も多く、次いで、就労継続支援(B型)(46人、761人日)が多くなっています。生活介護の利用が最も多くなっていることから、日中活動系についても介護ヘルパーの人材確保を図り、安定的なサービス提供体制を確立する必要があります。

【日中活動系サービスの利用状況】

サービス種別	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
生活介護	50	994	47	961	50	1,047
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	2	12	1	22	0	0
就労移行支援	7	112	4	77	3	55
就労継続支援(A型)	11	196	8	162	9	169
就労継続支援(B型)	44	677	43	656	46	761
就労定着支援	4	8	6	10	4	6
療養介護(人)	1		1		1	
短期入所	12	36	8	50	13	42

(各年度 3 月)

3 居住系サービス

令和2年度における居住系サービス利用者は、自立生活援助が0人、共同生活援助(グループホーム)が13人、施設入所支援が20人となっています。共同生活援助(グループホーム)を中心として、ニーズに見合った、地域移行者の受入が可能な体制の整備が必要です。

【居住系サービスの利用状況】

(単位:人)

サービス種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	15	15	13
施設入所支援	21	18	20

(各年度 3 月)

4 相談支援

令和2年度における相談支援サービス利用者は、計画相談支援が月平均あたり 39 人となっており、地域移行支援と地域定着支援は利用者がありませんでした。

【相談支援サービスの利用状況】

(単位:人)

サービス種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
計画相談支援	26	31	39
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

(月平均あたり)

5 障がい児支援

令和2年度における障がい児支援サービス利用者は、放課後等デイサービス(39人、465人日)が最も多く、次いで、児童発達支援(12人、92人日)が多くなっています。

大淀町内の放課後等デイサービスは、6か所で実施しています。

【障がい児支援サービスの利用状況】

サービス種別	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	16	94	12	70	12	92
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	33	388	35	431	39	465
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援(人)	15		23		30	

(各年度3月)

第4章 計画の成果目標

1 第6期障がい福祉計画の成果目標について

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

＜成果目標に関する国の基本的な考え方＞

① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本として設定

② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数から令和5年度末までに1.6%以上削減することを基本として設定

■第6期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	18人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	①令和5年度末の地域生活 移行者数 (B)	2人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		11.1%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	施設入所者の削減見込数
		5.6%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする（都道府県が設定）【新規】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定（目標値は入院受療率等に基づく算定値から各都道府県で設定）

入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする（都道府県が設定）

■第6期計画における目標設定

項目	数値	考え方
基準値 令和元年時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 (A)	13人	
目標値 ①令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数 (B)	12人	
	92.3%	割合(B/A)
目標値 ②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	
	7.7%	削減割合(C/A)

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを目標として設定

項 目	第6期 目標値	考 え 方
整備箇所数	4箇所	令和5年度末までに圏域において4箇所整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

① 一般就労への移行者数の増加

国の目標設定の考え方及び実績等を踏まえ、令和5年度中の一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを目標として設定

② 就労移行支援事業等の利用者数

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度中の就労移行支援利用者数を令和元年度実績の1.30倍以上とすることを目標として設定

また、令和5年度中の就労継続支援A型利用者数を令和元年度実績の1.26倍以上とすることを目標として設定【新規】

令和5年度中の就労継続支援B型利用者数を令和元年度実績の1.23倍以上とすることを目標として設定【新規】

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定

④ 就労定着支援による就労定着率の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定

■第6期計画における目標設定

項 目		数 値	考 え 方
基準値	福祉施設から一般就労への 移行者数 (A)	1人	令和元年度において、福祉施設から 一般就労に移行した者の数
目標値	①目標年度（令和5年度）の 一般就労移行者数 (B)	2人	令和5年度中に、福祉施設から一般 就労に移行する者の数
		1.27倍 以上	(B/A)
基準値	就労移行支援事業の利用者数 (C)	0人	令和元年度末時点の一般就労に移行 した就労移行支援事業の利用者数
目標値	②目標年度（令和5年度）の 就労移行支援事業利用者数 (D)	1人	令和5年度における一般就労に移行 した就労移行支援事業利用者数
		1.30倍 以上	(D/C)
基準値	就労継続支援A型利用者数 (C)	1人	令和元年度末時点の一般就労に移行 した就労継続支援A型の利用者数
目標値	③目標年度（令和5年度）の就労 継続支援A型利用者数 (D)	2人	令和5年度における一般就労に移行 した就労継続支援A型利用者数
		1.26倍 以上	(D/C)
基準値	就労継続支援B型利用者数 (C)	0人	令和元年度末時点の一般就労に移行 した就労継続支援B型の利用者数
目標値	④目標年度（令和5年度）の就労 継続支援B型利用者数 (D)	1人	令和5年度における一般就労に移行 した就労継続支援B型利用者数
		1.23倍 以上	(D/C)
目標値	⑤目標年度（令和5年度）の就労 定着支援利用者数 (E)	7割	(E/令和5年度の就労定着支援事業 を利用)
目標値	⑥就労定着支援事業所のうち就 労定着率が8割以上の事業所 の割合	7割以上	

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新設】

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標に設定。令和5年度末までに基幹相談支援センターをすべての市町村において設置する。

■第6期計画の目標

関係機関とのネットワークの構築の強化、相談支援体制の充実を目指します。また、基幹相談支援センターについては、圏域において整備を検討していきます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

令和5年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目標に設定。

■第6期計画の目標

国の基本的な考え方を踏まえて、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指します。主に、奈良県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上を目指します。

2 第2期障がい児福祉計画の成果目標について

(1) 児童発達支援センターの整備

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本に目標を設定。

■第2期計画の目標

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに圏域において1箇所整備

(2) 保育所等訪問支援

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本に目標を設定。その際には、(1)の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい。

■第2期計画の目標

項目	第2期目標値	考え方
体制の構築	3	平成29年度末までに利用できる体制を2箇所構築済み 令和5年度末までに1箇所増加して利用できる体制を強化する

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本に目標を設定。

■第2期計画の目標

ア) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに圏域において1箇所整備

イ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに圏域において1箇所整備

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本に目標を設定。

ア) 医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに圏域において1箇所整備
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	1	圏域において配置を検討

第5章 障がい福祉サービスの見込み

本章での障がい福祉サービスの利用量については、第5期計画期間中における利用実績と、今後の事業者の意向を踏まえて第6期計画の見込量を設定しています。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

<居宅介護>

居宅介護とは、障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

<同行援護>

同行援護とは、重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

<行動援護>

行動援護とは、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障がい者等包括支援>

重度障がい者等包括支援とは、障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

第6期計画における訪問系サービスは、令和5年度で63人、1,029時間の利用を見込みます。なかでも、ニーズの高い「居宅介護」におけるヘルパーの人材育成を進め、安定的なサービス提供体制が確保されるよう、サービス事業者を指導していきます。

【訪問系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間
居宅介護	35	458	38	498	41	537
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	9	178	9	178	9	178
行動援護	12	290	12	290	13	314
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0
合計	56	926	59	966	63	1,029

確保のための方策

障がいのある人やその家族が自宅で安心して暮らしていくには、日常生活を支援する訪問サービスが必要に応じて提供されていることが不可欠です。本町では、各訪問系サービスによる支援が必要な人に対してニーズに応じた提供しています。

今後も障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、サービス提供体制を充実させるため町内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対し障がい福祉サービスへの参入を促すことで、ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

生活介護とは、常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込み量】

第6期計画における生活介護は、令和5年度で53人、1,110人日の利用を見込みます。生活介護のニーズが高くなっていることから、必要な介護職員等の人材育成を進め、安定的なサービス提供体制が確保されるよう、サービス事業者を指導していきます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

<機能訓練>

機能訓練とは、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<生活訓練>

生活訓練とは、生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

第6期計画における機能訓練は、第5期計画期間中に利用実績がなかったことから、利用を見込んでいません。生活訓練は、令和5年度で2人、24人日の利用を見込みます。

(3) 就労移行支援

就労移行支援とは、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【サービス見込み量】

第6期計画における就労移行支援は、令和5年度で6人、116人日の利用を見込みます。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

<A型>

就労継続支援A型とは、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<B型>

就労継続支援B型とは、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

第6期計画における就労継続支援は、令和5年度でA型が12人、225人日、B型が52人、860人日の利用を見込みます。

(5) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【サービス見込量】

第6期計画における就労定着支援は、令和5年度で6人、12人日の利用を見込みます。

(6) 療養介護

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

第6期計画における療養介護は、令和5年度で1人の利用を見込みます。

(7) 短期入所

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込量】

第6期計画における短期入所は、令和5年度で16人、52人日の利用を見込みます。

【日中活動系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
生活介護	51	1,068	52	1,089	53	1,110
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	22	1	22	2	24
就労移行支援	4	77	5	96	6	116
就労継続支援(A型)	10	188	11	207	12	225
就労継続支援(B型)	48	794	50	827	52	860
就労定着支援	4	8	5	10	6	12
療養介護(人)	1		1		1	
短期入所	14	45	15	48	16	52

確保のための方策

- ア NPO 法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- イ 障がい者施設におけるサービスの現状などを逐次把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。
- ウ 医療ケアの必要な障がいのある人などに対するサービス基盤の整備について検討します。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人に対して、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないかを確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【サービス見込量】

第6期計画における自立生活援助については、第5期計画期間中に利用実績はありませんでしたが、今後の地域生活への移行を促すため、毎年度1人の利用を見込みます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

【サービス見込量】

地域において、障がいのある人が安心して暮らしていくには、その特性や希望に応じた居住環境を確保することが不可欠です。家族の高齢化や居住ニーズの多様化に対応するため、グループホーム等の設置を促進していく必要があります。大淀町においては、その地域特性を考慮して、第6期計画における共同生活援助（グループホーム）は、令和5年度で15人の利用を見込みます。

(3) 施設入所支援

施設入所支援とは、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込量】

第6期計画における施設入所支援は、令和5年度で23人の利用を見込みます。

【居住系サービスの見込量】

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助（人）	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）（人）	15	15	15
施設入所支援（人）	21	22	23

確保のための方策

- ア 家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で生活支援できるよう、グループホームなどの開設を促進します。また、グループホームや施設の状況を把握し、適切にサービスが提供できるよう支援します。
- イ 障がい者施設におけるサービスの現状などを逐次把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。

4 相談支援

<計画相談支援>

計画相談支援とは、町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を考慮し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年2回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。

<地域移行支援>

地域移行支援とは、障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<地域定着支援>

地域定着支援とは、居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込量】

障害福祉サービスの利用者に対して、サービス等利用計画書の作成が促進されるよう段階的にサービス提供体制の充実を図ります。計画相談支援は、町内で、現在7か所で行っており、令和5年度において計画相談支援で月平均あたり54人の利用を見込んでいます。地域移行支援と地域定着支援については、町内3か所で行っていますが、第5期計画期間中に利用実績はありませんでした。しかしながら、今後の地域生活への移行を促すため、毎年度1人の利用を見込みます。

【相談支援サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
計画相談支援	44	49	54
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

確保のための方策

- ア 民間事業者などの参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- イ 相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。

5 障がい児支援

(1) 障がい児支援サービスの見込み

<児童発達支援>

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。※肢体不自由児に児童発達支援と治療を行う医療型児童発達支援もあります。

<医療型児童発達支援>

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

<放課後等デイサービス>

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

<保育所等訪問支援>

保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。

<障がい児相談支援>

指定障がい児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

<居宅訪問型児童発達支援【新規】>

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

<医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】>

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

【サービス見込み量】

障がい児支援サービスの見込み量としては、令和5年度に児童発達支援で15人、放課後等デイサービスで48人、保育所等訪問支援で1人、障がい児相談支援で51人の利用を見込みます。

【障がい児支援サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	13	100	14	107	15	115
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	42	501	45	537	48	572
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
障がい児相談支援（人）	37		44		51	
居宅訪問型児童発達支援	1		1		1	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	1		1		1	

確保のための方策

- ア NPO 法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- イ 障がいのある児童が住み慣れた地域や通い慣れた地域で活動できる場の確保に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込み

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(年間)

(3) 相談支援事業

<障害者相談支援事業>

地域活動支援センターにおいて、3障がい（身体・知的・精神）の問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

<地域自立支援協議会>

障がいのある人の就労、生活支援をはじめとする地域の総合的なシステムとネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、五條・吉野地域自立支援協議会において協議を行います。

<成年後見制度利用支援事業>

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援するものです。

【サービス見込み量及び確保策】

第5期計画期間に引き続き、機能強化事業として身体・知的・精神の3障がい及び発達障がいに対応した専門的な相談支援を行います。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(年間)

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援するものです。

(単位:人)

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業		0	0	0	1	1	1

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(月平均あたり)

(5) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

意思疎通（コミュニケーション）支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

【サービス見込み量及び確保策】

手話通訳者派遣事業については、現在3人にサービス提供しています。今後も利用ニーズに応じたサービス提供体制の確立を目指します。また、要約筆記者派遣事業については、現在利用がなく、利用を見込んでいません。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	利用者数	4	3	3	3	4	4
	延べ件数	13	15	5	12	16	16
手話通訳者派遣事業	利用者数	4	3	3	3	4	4
	延べ件数	13	15	5	12	16	16
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	0	0	0	0
	延べ件数	0	0	0	0	0	0

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(年間)

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【サービス見込量及び確保策】

第5期計画期間の実績等を考慮し、令和5年度で延べ669件の給付を見込んでいます。給付見込みを踏まえつつ、必要な予算確保に努めます。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等 事業	延べ件数	511	511	573	605	637	669
介護・訓練支援用具	延べ件数	0	2	2	2	3	3
自立生活支援用具	延べ件数	5	0	0	1	2	3
在宅療養等支援用具	延べ件数	1	5	6	7	8	9
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	1	1	4	5	6	7
排せつ管理支援用具	延べ件数	501	502	558	587	615	644
住宅改修費	延べ件数	3	1	3	3	3	3

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(年間)

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する者を養成し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成	会場	0	0	0	0	0	0
	講習修了見込み者数	0	0	0	0	0	0

(年間)

(8) 移動支援事業

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

第5期計画期間の実績等を考慮し、令和5年度で50人、延べ7,042時間の利用を見込んでいます。利用ニーズに応じた安定したサービスを提供するためにも新規参入を事業所に働きかけていきます。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	46	46	48	48	50	50
	延べ時間	7,368	6,479	5,334	6,761	7,042	7,042

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(年

間)

(9) 地域活動支援センター事業

< I 型 >

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

< II 型 >

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

<Ⅲ型>

利用者 10 人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、Ⅰ型及びⅡ型の利用者が地域活動支援センターに通所しています。

今後の利用も、各1か所での実施を見込んでいます。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター							
Ⅰ型	実施か所	1	1	1	1	1	1
Ⅱ型	実施か所	1	1	1	1	1	1
Ⅲ型	実施か所	0	0	0	0	0	0

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(年間)

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)について、日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

【サービス見込み量及び確保策】

日中一時支援の利用については、今後とも利用ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。令和5年度で13人、延べ312回の利用を見込みます。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	実人数	13	12	12	12	13	13
	延べ回数	339	272	287	287	312	312

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(年間)

(2) 社会参加促進事業

<自動車運転免許取得・改造費助成>

身体障がい者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操行・駆動装置(ブレーキ・アクセルなど)の改造費の一部を助成します。

【サービス見込み量及び確保策】

自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを考慮しながら必要な予算確保に努めます。

		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	1	0	1	1	1	1

※令和元年度まで実績、令和2～5年度は見込みの数値です。

(年間)

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と評価・管理

計画の推進にあたっては、福祉課が主体となり、関係機関・団体、町民などと連携を図りながら、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者、医師、福祉関係団体、学識経験者などにより構成されている「五條・吉野地域自立支援協議会」において、本計画並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について定期的に評価・検証を行います。

2 連携・協力の推進

障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、庁内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進し、障がい者のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組みます。

3 地域での支援体制の充実

地域づくり、まちづくりにとって重要なことは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、それを支えていくのは、その地域に暮らすすべての住民です。

日頃から家庭や地域において声かけやあいさつ、地域行事や地域での福祉活動などへの住民の参加・参画を促進するとともに、民生委員・児童委員など地域の福祉団体・関係機関との連携のもと、見守りをはじめ、障がい者が地域で安心して生活できるよう、災害時の情報伝達、安否確認、避難支援等、避難行動要支援者に対する支援体制の整備など、地域での助け合い・支え合いに基づく取組みの充実を図ります。

4 制度の円滑な実施とサービスの質の確保

(1) サービス利用援助の充実

障がい者が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、各種の制度を障がい者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

(2) サービスの質の確保

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう指導・監督を行い、サービスの質の向上を図ります。

障がい福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障がい児支援サービス等）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、県が実施する養成研修への受講促進などを事業者に働きかけます。

障害支援区分や支給決定が適正に実施されるよう、認定調査の聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会での情報提供や意見交換を慎重に行います。さらに、障がい者一人ひとりに適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

(3) 障がい者の権利擁護の推進

障がい者の地域での自立生活を支えるため、県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、財産の保全管理や各種申請など、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の推進を図ります。

一方、平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、障がい者の虐待防止のための取組みを推進するとともに、町民をはじめ、地域の様々な関係団体・機関との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応を図るためのネットワークの形成を図ります。

また、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成 28 年 4 月から施行されたことに伴い、同年 4 月 1 日から施行された「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（ガイドライン 平成 31 年 4 月二版）に基づき、障がい者差別の解消をはじめ、町民の理解促進等への取組みを推進していきます。

5 計画の進行管理体制

計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「五條・吉野地域自立支援協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・県の施策や事業の変更など、本町の障がい福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

【計画におけるPDCAサイクルのイメージ】

（1）計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、五條・吉野地域自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について町ホームページ等で公表します。

（2）点検・評価結果の反映

五條・吉野地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

資料編

1. 五條・吉野地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、五條市、吉野町、大淀町及び下市町に居住する障害者が、地域で安心して生活できるよう支援する総合的なネットワークの構築と、地域独自の諸問題の解決を目的に、五條・吉野地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(自立支援協議会を設ける市町)

第2条 自立支援協議会は、次に掲げる市町がこれを設ける。

五條市

吉野町

大淀町

下市町

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 医療機関を代表する者
- (4) 相談支援事業者を代表する者
- (5) 障害のある方の生活を支援する者
- (6) 当事者及び障害者関係団体
- (7) その他必要と認める者

2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

3 自立支援協議会を効率的に運営するため、協議会に専門的事項を検討する部会及び運営委員会を置く。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第2条に定める自治体の障害福祉事務統括者をもってあてるものとする。

3 副会長は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

4 会長は、会議の議長になり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。

5 副会長は、会長に事故あるとき、これを代行する。

6 会長及び副会長の任期は2年間とする。

7 会長及び副会長が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 地域の課題を協議するため、協議会に部会を設置することができる。

2 前項に掲げる部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。
- 4 部会長は、部会の活動報告や効果などを運営会議、全体会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、これを代行する。
- 6 部会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、協議会の方針等の円滑な運営を進めるため、地域課題の抽出・整理や困難事例への対応の在り方に関する協議をおこない、部会での検討を調整する。

2 運営委員会は次の者をもって構成し、必要に応じ開催する。

- (1) 構成市町障害者福祉担当者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 部会長
- (4) その他障害当事者を含め運営に必要なアドバイザー等

(運営事務局)

第7条 協議会の構成市町と生活相談センターのどかが連携して活動内容を整理し連絡調整を行い、協議会の円滑な運営を進めるため、協議会に運営事務局を置く。

(個人情報保護)

第8条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(報告)

第9条 協議会は、会議事項に関し必要な事項をその都度各市町長に報告するものとする。

(書記)

第10条 書記は、事務局の職員がこれを行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 令和2年度五條・吉野地域自立支援協議会名簿

《全体会議》

種 別	氏 名	所 属
会 長	安川 武志	社会福祉法人 三寿福祉会
副会長	久野 史人	吉野町 長寿福祉課
委 員	永仮 善久	特定非営利活動法人 吉野コスモス会 就労支援センターういる工房 【就労支援部会長】
	末吉 裕之	社会福祉法人 嚶鳴学院 五條学園 【生活支援部会長】
	大田 秀子	社会福祉法人 せせらぎ会 大淀園 【療育・教育支援部会長】
	柳生 善彦	奈良県吉野保健所
	森脇 聖子	下市公共職業安定所
	櫻本 旨代	社会福祉法人 五條市あすなろ福祉会 あすなろ園
	小笠原 秀雄	社会福祉法人 泰久会 障害者支援施設 仁優園
	福峯 壽昭	社会福祉法人 すぎの子会 すぎの子苑
	菊谷 博樹	社会福祉法人総合施設 美吉野園
	中村 和哉	社会福祉法人 せせらぎ会 大淀園
	竹林 祐	特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか
	川西 隆行	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院
	笹谷 正明	五條市身体障害者福祉協会
	大谷 國代	五條市手をつなぐ育成会
	倉垣 巖	吉野郡身体障害者福祉協会
	山本 悦子	吉野郡手をつなぐ育成会
	藤川 千恵子	吉野郡精神障害者家族会「秋桜」
行 政	岡 民長	五條市 あんしん福祉部 社会福祉課
	森本 孝俊	大淀町 住民福祉部 福祉課
	下迫 哲明	下市町 健康福祉課
事務局	小南 直也	特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか
	辻本 寿美子	特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか

(順不同、敬称略) ※【 】内、協議会での役職

大淀町第6期障がい福祉計画
大淀町第2期障がい児福祉計画

令和3年3月発行

編集・発行 大淀町 住民福祉部 福祉課

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地

TEL 0747-52-5523

FAX 0747-52-5504

E-mail fukushi@town.oyodo.lg.jp